

協力をお願いします！ 安否確認！

～防災グッズプレゼント当選者インタビュー～

東京弁護士会災害対策委員会

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 副委員長 貞弘 貴史 (56 期)



当会では、2013 年度から、毎年 3 月と 9 月に会員の安否確認テストを行なっています。こちらは、災害時の安否確認がスムーズに行なわれるよう、年 2 回ご協力をお願いしているものです。

平成 31 年 3 月の安否確認テストでは、ご協力頂いた方から抽選で 10 名の方に防災グッズをプレゼントするキャンペーンを行っており、当選された荻野明一会員に高岡当委員会委員長と共に防災グッズをお届けしました。



防災グッズを渡す高岡委員長(右)と受け取る荻野会員(左)

—— 当選おめでとうございます。早速震災との関わりについてお伺いしたいのですが、阪神・淡路大震災のときはどちらにいらっしゃいましたか。

阪神・淡路大震災のときは、弁護士 4 年目ぐらいで、亀岡の親戚の家にちょうど泊っていました。そこ自体は大きな被害はなかったですが、ちょうどその日に東京まで戻らなければいけない用事があった。自動車で戻ったのですが大渋滞でした。自衛隊にもすれ違いました。空襲映画をみているようでとても印象的だったことを覚えています。

—— それは大変な思いをしましたね。東日本大震災のときはどうでしたか。

東日本大震災のときは、池袋の公設事務所にいました。その日は事務所に泊まりましたが、家族と電話が繋がりませんでした。後からわかったのですが、私の依頼者で豊島区役所に宿泊した方もいらっしゃったようです。

—— そのころ、司法研修所の教官もされていましたよね。

そうです。私は東北地方担当ではなかったのですが、東北担当の弁護教官は大変だったらしいです。司法修習生も修習を通常どおりやれるのか心配で、教官が来てくれてうれしかったと話していたようです。

—— 災害時は様々な心配ごとが生じますが、それ以上に人の絆を感じるときかもしれませんね。何か支援活動などはされましたか。

弁護士会の被災地相談で、相馬に 2 回ほど相談に行きました。それを経験して思ったのは、常設相談所の必要性でした。当時は東京電力の賠償金の支払いが始まった直後で、東京電力への請求書の書き方がわか

らないという方が多く相談に来ていました。その場でお教えするのですが、それで全部解決できるわけではないですね。継続して相談できる場所が必要だと思いました。

—— 原発問題に限らず、災害時のようなイレギュラーな状態だと、常に新しい悩みごと、心配ごとが起きますからね。被災者が安心できるよう、災害時の常設相談所というのは確かに必要ですね。ところで、今回安否確認テストプレゼントキャンペーンということで、防災グッズをお届けしていますが、安否確認についてはどのように思っていますか。

いいことだと思います。例えば今、震災があったとして、当番弁護士と相談センターの担当弁護士が業務対応できなくなった場合、交代要員がすぐに見つかるのかは気になりますね。民事もそうですが、刑事弁護はできるだけ早く被疑者・被告人のところに行きあげべきだと思います。弁護士会が会員の安否を確認するのはその前提として必要なものですからね。市民のために、さっと代役が見つかる体制を作ってもらいたいです。

—— 貴重なご意見ありがとうございます。次回も是非ご協力ください。お忙しいところ、ありがとうございました。

今回当選された荻野会員は、司法研修所の刑事弁護教官をされていたこともあり、災害時の刑事弁護についてとても関心を寄せられていました。被疑者・被告人の人権擁護を災害時においても貫徹することの重要性を改めて感じる一日となりました。安否確認テストは、2020 年 3 月にも行う予定ですので、是非ご協力をお願いします。